



# Quality Report 2024

監査品質のマネジメントに関する年次報告書  
(ドライラン版)

井上監査法人

## 目次

1. 総括代表社員からのメッセージ
2. 経営理念
3. 品質管理基盤
4. 組織・ガバナンス基盤
5. 人的基盤
6. IT 基盤
7. 財務基盤
8. 国際対応基盤
9. 法人概要
10. 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

## 1. 総括代表社員からのメッセージ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。総括代表社員の平松正己です。

この度改正公認会計士法施行規則95条に基づく「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」（ドライラン版）及び同第96条に基づく「監査法人のガバナンス・コードに係る事項」を「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」（ドライラン版）の一部として公表させていただきます。

今後とも継続して「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を通して、監査の品質管理を重視する監査法人として、①経営理念②品質管理基盤③組織・ガバナンス基盤④人的基盤⑤IT基盤⑥財務基盤⑦国際対応基盤等の整備と運用を実施し、社会貢献に努めてまいります。

さて当法人は、監査法人制度の黎明期である1968年（昭和43年）に旧大蔵省の認可を受けて設立された中小規模の無限責任監査法人であり、それ以降資本市場を支えるインフラである監査制度と共に成長し、2018年に創立50周年を迎えることができました。この長い年月の中で、当法人が一貫して大切にしてきたことは、会計処理及び開示の根底にあるクライアントの方々の主張を公正不変の態度で聴き、丁寧に耳を傾ける姿勢です。

監査の語源は聴くことに由来するといわれていますが、現在の監査基準においても監査人に対して職業的懐疑心を常に発揮することが求められています。

しかし、クライアント及びクライアントを取り巻く環境を理解しないまま職業的懐疑心を発揮しても、会計処理等の本質を見失ってしまい、ステークホルダー、クライアント及び監査人にとって有意義な監査にはなり得ません。

そのため、当法人は、監査チーム内の個々人（スタッフから監査責任者まで）がそれぞれの役割に応じて、クライアントの担当者、課長、部長及び経営者の方々と積極的に対話を重ね、十分に意見交換することにより、クライアント及びクライアントが行った会計処理等の本質を深く理解しようとする姿勢を大切にしています。また、監査チーム内の個々人が、監査のプロフェッショナルとしてそれぞれの責任を自覚し、社会的使命を主体的に果たすことを通じて達成感を得られるよう、日々の監査業務の中で努力を重ねています。

これらの結果として、クライアントにおいて適正な会計処理及び開示が行われ、財務情報及び監査の信頼性が確保され、ひいては資本市場の発展に微力ながらも貢献できれば幸いです。

今後とも監査品質を重視する監査法人として、ステークホルダーの皆様からの期待に応えるべく日々精進して参りますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

井上監査法人 総括代表社員 平松正己

## 2. 経営理念

- ✓ 私たちは、職業専門家としての倫理・価値観・姿勢を重視し、投資者及び債権者等の保護を目的としたより質の高い監査を実施することにより、社会の発展に貢献します。
- ✓ 私たちは、クライアントの業務と事業環境を深く理解し、常に誠実に、適切な監査を実施します。
- ✓ 私たちは、常に最新の知識・ノウハウの研鑽に努め、職業的専門家として真摯に監査品質の持続的な向上をめざします。

## 3. 品質管理基盤

### (1) 品質管理体制

当法人は、当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」等に準拠して、品質管理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」として定めています。当法人は、当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること、及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することに関して、品質管理のシステムを整備し運用しています。

当法人においては、品質管理部長が品質管理担当責任者として品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、総括代表社員が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。総括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、全ての監査業務において品質の保持を優先することが当法人の方針であり、これを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示しています。

当法人は、監査品質の確保及びその持続的向上を図る観点から、品質管理部を設置して品質管理システムの整備及び運用を実施してまいります。品質管理部長は監査業務の品質の管理に主として従事し、監査業務の品質の管理に従事するための十分な時間を確保しています。品質管理部は専任者及び兼任者併せて4名により構成されています。

また、当法人では監査品質の維持向上のため、eラーニングや所内研修など適切な研修を提供する体制を整備しています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理部長としています。

### (2) 職業倫理の遵守と独立性の保持

#### ① 職業倫理の遵守

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員はこれを遵守して監査業務を実施しています。

(1) 誠実性、(2) 客観性、(3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意、(4) 守秘義務、(5) 職業的専門家としての行動

また、定期的開催される社員会及び部長会において、職業倫理違反に関する情報の有無を確認しています。

## ②独立性の保持

倫理規則等の一部を構成する独立性の保持に関する当法人の規程を当法人及び構成員が遵守することを合理的に確保するため、全構成員に対し毎年6月に「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に疑いを持たれるような関係と外観の有無等に関する調査を実施し、独立性の保持状況を確認しています。

独立性の保持については、監査報告書の発行に至るまで定期的に確認が行われる体制としています。

なお、独立性の調査結果は以下のとおりであります。

	2023年6月	2024年6月
独立性チェックリスト回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

また、当法人のインサイダー取引防止規程を当法人及び構成員に遵守させるため、全構成員に対し毎年4月にインサイダー取引の有無等に関する調査を実施し、同時にこの規程の遵守に関する誓約書の提出を義務付けています。

## (3) 業務執行社員等のローテーション

監査の現場においては、監査責任者である業務執行社員等が被監査会社とコミュニケーションを積み重ね、企業及び企業環境に関する理解を蓄積しており、これらの蓄積は監査品質の向上にとって不可欠なものであります。一方、公益性の観点からは、監査に対する社会的信頼性を確保するために監査人の外観的独立性等を保持することが必要であり、また、業務執行社員等のローテーションの結果、新たな視点で監査が行われることにより、監査品質の向上に資することが期待されています。そのため、公認会計士法等により、業務執行社員等のローテーションが義務付けられています。

当法人は、業務執行社員等のローテーションに関する規程において、これらの遵守に関する方針と手続を以下のように定めています。

公認会計士法上の「大会社等」の業務執行社員等には7年以下の継続関与期間を定め、また、クーリングオフ期間については、筆頭業務執行社員は5年、その他の業務執行社員は2年、審査担当社員は3年を義務付けています。また、業務執行社員等が監査補助者から継続して関与する場合には、継続関与期間について、更に一定の制限を設けています。

## (4) 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新を監査品質の維持と向上のための要諦と考え、当法人が時間と人的資源等を含む業務を実施するための適性と能力を有し、関連する倫理規則等を遵守できるか否かや経営者の誠実性等を慎重に評価し、監査品質に重要な影響を及ぼす事項がないこと等を満たす場合にのみ、事前に社員会の決議を経た上で、監査契約の新規締結及び更新を行っています。なお、監査契約の更新においては、経験に基づく思い込みを排除しゼロベースでリスクを評価するよう心がけています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新のリスクの評価については、関与先の誠実性の理解を含む不正リスクも考慮し、社員会が当該評価の妥当性を検討することとしています。

## (5) 非監査業務の提供

当法人は、監査サービスの提供により社会の発展に貢献することを経営理念の筆頭に掲げており、経営資源を監査業務に集中させていますが、監査人の独立性を保持できる範囲において、社員会の決議を経た上で、一部の被監査会社及び被監査会社以外の一般事業会社と公益法人等に対し、非監査業務を提供しています。なお、非監査業務のほとんどは被監査会社以外の会社等に提供しており、一部の被監査会社に提供する非監査業務は、主に再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る特例の認定申請書に関する確認業務であり、監査人の独立性に与える影響は軽微なものと考えています。

当法人の業務収入に占める非監査業務収入の割合は10%未満であります。

一般事業会社の経営者等とコミュニケーションを行い、ビジネスに関する理解を深め視野を広げることは、監査の現場力向上のためにも有意義であるものと考えています。

当法人の常勤の構成員は基本的に当法人の業務に専念するのが原則であり、兼業は原則として認めておりません。ただ、利益相反や独立性に抵触せず社会通念上許容される程度の兼業を禁止するものではないと考えています。

兼業が認められるケースとしては、利益相反や独立性に抵触せず、税理士登録したことにより税理士事務所を開設した場合等です。

当法人では全構成員から「利益相反や独立性の懸念に対する宣誓書」を入手して、利益相反や独立性に関する懸念に対応しています。

## (6) 監査業務の審査

全ての監査業務について、審査担当社員によるレビュー・パートナー制により、監査計画の策定や修正と監査意見の形成等に関する審査を適時に実施し、審査が完了しない限り監査報告書を発行してはならない旨を審査規程に定めています。また、一定の場合には、審査担当社員による審査のほかに、上級審査として社員全員から構成される審査会による審査が重層的に実施される体制をとっています。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査担当者による審査のほかに、上級審査を実施し、修正後の監査計画及び監査手続の妥当性並びに入手した監査証拠の十分性及び適切性の検討等を行い、監査意見を客観的に評価することとしています。

審査担当社員は、審査能力等に関する適格性と客観性を有する社員から選任され、審査において、監査上の重要な事項について業務執行社員と討議し、財務諸表と監査報告書案等を検討し、監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書と審査資料等を検討した上で、監査意見を客観的に評価しています。

品質管理部は審査担当者の適格性と客観性に問題がないことを確認しています。

社員会は、審査担当者又は品質管理部からの報告により、審査担当者の適格性が損なわれる状況を識別した場合には、審査担当者を解任し、適格性のある新たな審査担当者を選任することとしています。

## (7) 監査業務のモニタリング

当法人の定める「監査の品質管理規程」が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視と監査業務の定期的な検証に関する方針と手続を定めています。

日常的監視には、「監査の品質管理規程」への新たな法令・基準の反映の状況、独立性の確認、専門的能力の開発状況、契約の新規締結・更新状況、審査が適切に実施されていることの確認、是正措置のフォローアップ等が含まれ、適時に実施されています。

定期的な検証は、全ての監査業務について少なくとも3年に1度の頻度で、監査契約、監査計画、監査実施、監査意見形成の過程に関する監査調書について「定期的検証チェックリスト」に基づいて実施しています。なお、定期的な検証は、その監査業務の実施と審査に関与していない社員が実施しています。

これらの監査業務のモニタリングにより発見された不備については、品質管理部と業務執行社員に伝達され、適切な改善措置が図られていること等を確認しています。

## (8) 内部・外部通報制度

---

被監査会社に係る不正会計を含む法令違反等に関する情報を当法人の内部や外部から幅広く収集し、被監査会社における不正の兆候を適時に識別するため、通報者が不利益な取扱いを受けないよう定めた上で、内部通報制度と外部通報制度を整備及び運用しています。

内部通報制度として、当法人の構成員が監査専門要員（以下「専門要員」という。）の不適切な行為、判断、意見表明、関連する法令等に対する違反や当法人の定める品質管理のシステムへの抵触等に関する情報を得た場合には、速やかに品質管理部に通報することとしています。

また、外部通報制度として、当法人のホームページ上に外部通報窓口となる「監査ホットライン」を設置し、Eメール等による通報を品質管理部が受け付けています。

これらの内外からもたらされる情報は社員会において共有され、対処方針が決定されます。

## (9) 専門的な見解の問合せ

---

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、品質管理部長を専門的な問合せ窓口とし、適切に専門的な見解の問合せを実施し、文書化するとともに対処するよう監査の品質管理規程で定めています。

特に、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしています。

## (10) 資本市場の参加者等との意見交換

---

当法人は、一般財団法人会計教育研修機構が主催する研修プログラムを通して、資本市場参加者との意見交換に努める予定です。

資本市場の参加者等との意見交換から得られた有益な情報は、監督評価機能を有する者との意見交換を踏まえて部長会や社員会にフィードバックして組織的な運営の改善に向けて活用いたします。

## (11) 監査調書の管理及び保存と監査ファイルの電子化

---

当法人では、電子監査調書システムの導入に向けた取組を行っており、2024年4月1日以降開始事業年度のすべての上場会社について電子監査調書システムを導入しております。

また、それ以外の会社については、原則として監査調書の正本を紙面で作成しておりますが、最終的な整理の完了時点で監査調書の原本は品質管理責任者が管理する倉庫に保存し、これ以降は監査チームが原則として原本にアクセスできない体制を整備しております。

## 4. 組織・ガバナンス基盤

### (1) 組織及びガバナンス体制

当法人は特定社員のいない中小規模の無限責任監査法人であり、法人内における良質なコミュニケーションと監査品質の向上を優先する経営方針の浸透を重視しています。

当法人の組織は、法人を代表する総括代表社員、業務執行社員から構成される社員会、品質基盤を強化する品質管理部、監査業務等を実施する業務部、人事・経理やその他の業務を実施する総務部から構成されます。

当法人のガバナンス体制は、全社員から構成される「社員会」及び各部の部長と総括代表社員から構成される「部長会」により経営執行しています。「社員会」と「部長会」は社員により構成されており、少人数の社員の間における相互牽制と信頼関係を基礎として経営が行われています。

さらに、経営機能の実効性を監督・評価して経営機能の実効性の発揮を支援する独立性を有する第三者（以下「監督・評価機能を有する者」とする）を選任し、監督・評価機能の知見を活用する体制にしています。

### (2) 社員会

社員会は全社員により構成され、社員は監査補助者である公認会計士の中から社員に内部昇格するケースがほとんどです。社員への昇格にあたっては公認会計士としての監査スキルはもちろんのこと、監査の品質管理活動への貢献度や経営者としての資質を考慮しています。

社員会は最低3ヶ月に1回開催し、社員の相互牽制の下で情報の共有化と迅速な意思決定を可能としており、この社員会において、法令又は定款に定められた事項の他、経営方針の決定、代表社員の選任、監査契約の新規締結及び更新等を決議し、各社員の業務執行状況等について報告と活発な議論を行っています。

### (3) 部長会

部長会は、総括代表社員・品質管理部長・業務部長・総務部長から構成されます。総括代表社員は代表社員の中から社員会で選任され、各部長は社員の中から代表社員等経験豊富な者が人選されます。

部長会は原則として毎月開催し、社員会で決議・報告する重要な事項の他、監査品質の持続的な向上のための実効的な施策を議論し策定しています。

### (4) 監督評価機能を有する者

当法人は経営機能の実効性を高めるために、経営機能を監督・評価してその実効性の発揮を支援する第三者の知見を活用しています。

当該第三者は、経営に関する知見や資本市場の参加者としての視点を有する外部の独立性を有する者として法律専門家である弁護士を選任しています。

選任に当たっては、日本公認会計士協会が公表している「独立性チェックリスト」により独立性を確認しています。また、選任後は当法人の訴訟代理人や専門的な見解の問合せ先としない方針であります。

総括代表社員及び品質管理部長は原則として3ヶ月に1度「監督・評価機能を有する者」と会議を開催し、経営機能の実効性向上に資する助言・提言を頂き、その知見を社員会にフィードバックいたします。

社員会では「監督・評価機能を有する者」の知見を踏まえて協議を行い、監督・評価機能の知見を活用いたします。

また、「監督・評価機能を有する者」の機能を実行的に果たすことができるよう、会議の議題や社員会議事録及び関連資料等を提供して説明等を行い、監督・評価機能の運営を適切に担保しています。

## 5. 人的基盤

### (1) 人材採用

監査品質の向上を優先する経営方針の浸透を重視し、監査業務に対して十分にリソースを確保するため、当監査法人では常勤職員の他、非常勤職員を採用しています。常勤・非常勤職員の採用に当たっては、他の監査法人での監査経験のある者等の中から、業務の遂行に必要な適性及び能力を高める資質と意欲のある誠実な人材を採用することとしています。

また、当法人の将来を担う人材を育成するため、監査業務の遂行に必要な適性と意欲のある人材(公認会計士試験受験生)を積極的に採用しています。

なお、非常勤職員に対しては継続的専門研修制度(CPD)の指定研修や所内研修を義務付け、常勤職員と同レベルの人事考課と情報セキュリティを実施しています。

### (2) 人材育成と評価

最新の監査・会計制度等へ適切に対応すべく、当法人では教育・研修制度を実施し、公認会計士である専門要員は、日本公認会計士協会の定める継続的専門研修制度(CPD)において当法人が指定した特定のカリキュラムの単位を含め、所定単位(年間40単位)以上を取得するよう、又、その他の専門要員はCPDの「職業倫理」「不正事例研究」等の研修を受講するよう定めています。また、監査の現場力強化に向けて、企業のビジネスの理解や企業とのコミュニケーション活動の改善等を目的として、当法人が指定した企業研修プログラムの受講を全ての専門要員に義務付けています。

なお、当法人では監査品質の維持向上のため適時に所内研修も実施しています。

専門要員の評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理を遵守することを正当に評価するよう規定しています。

### (3) 監査チームの選任

監査チームの選任に当たり、被監査会社の属する業界、商習慣や監査業務等に関する知識と実務経験を有し、適切な業務量と業務時間を確保できる専門要員の中から、監査業務のリスクの程度に応じて、監査業務を適切に遂行するために必要とされる適性と能力を有する者を監査チームのメンバー等として、社員会において選任しています。

なお、業務執行社員等のローテーションの方針は、3. 品質管理基盤(3)をご参照下さい。

### (4) 監査業務の実施

総括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するため、当法人の品質管理に関する方針と手続、職業的専門家としての基準や適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示しています。

また、監査業務の品質を合理的に確保するため、会計士協会から公表された監査基準委員会報告書等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針と手続を定めています。監査計画、監査手続書、審査資料等の監査ツールは、会計士協会の研究報告等を参考として開発したものを使用しています。

監査品質を向上させるため、業務執行社員自らが監査の現場に十分な日数赴き、職業的懐疑心を保持しながら、監査計画から、監査の実施、監査意見の形成までの監査の実施過程において監査チームのメンバーに対し適切な指示と監督を行い、適時に監査調書を査閲し、適宜追加手続を指示する等、総括的な監督機能を発揮しています。

監査の現場においては、業務執行社員による被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、監査計画と監査結果等の他、企業及び企業環境について社長等の経営者や監査役等と十分に意見交換し、企業環境と監査等に関する相互理解を深めています。業務執行社員は、これらのコミュニケーションを通じて把握された重要な監査上の問題点等について社員会において報告し、また、社員会でなされた議論を監査チームのメンバーに伝達することにより、共通認識として浸透させています。

また、監査の現場においては、監査の現場力向上のため監査チーム内の討議を重視しており、総括代表社員から、監査チーム内のより経験のある者が判断を押し付けることなく、職業的懐疑心を保持しながら自由闊達なコミュニケーションを行うようメッセージが示され、実践されています。このようなコミュニケーションにより企業及び企業環境の理解を蓄積し、監査リスクを評価した上で、リスクに対応する監査手続を実施しています。

## (5) 兼業・副業の方針

当法人の常勤の構成員は基本的に当法人の業務に専念するのが原則であり、兼業は原則として認めていません。ただ、利益相反や独立性に抵触せず社会通念上許容される程度の兼業を禁止するものではないと考えています。

兼業が認められるケースとしては、利益相反や独立性に抵触せず、税理士登録したことにより税理士事務所を開設した場合等です。

税理士業務から得た知識や経験が会計監査にも寄与すると考えています。

また、当法人の非常勤の構成員については兼業を認めておりますが、利益相反や独立性に抵触する兼業は認めていません。

当法人では全構成員から「利益相反や独立性の懸念に対する宣誓書」を入手して、利益相反や独立性に関する懸念に対応しています。

## 6. IT基盤

監査の現場において入手した情報について適切なセキュリティ対策を講じることは、監査品質を維持するための重要な基盤であると考えています。

当法人は「情報セキュリティ・ポリシー」と「IT管理基準」を定め、これらの遵守を全構成員に求めるとともに、品質管理部が中心となり監査業務におけるITの活用サポートと情報セキュリティへの対応に関する検討及び必要な施策の推進を行っています。

具体的には、当法人の全構成員が使用するPCに保存するすべてのデータは暗号化されています。さらに、業務時間中を除き、監査のために入手したデータ及び監査調書データはPC内に保存せず、SOC認証を取得した安全なクラウド上に保護しています。

また全構成員に対し研修やOJTを通じて情報セキュリティの重要性を周知徹底しており、品質管理部は所定のチェックリストとモニタリングシートにより情報セキュリティ関連規程の遵守状況を定期的に確認しています。

監査業務の実施にあたっては、電子監査調書の導入に向けた取り組みを行っており、すべての上場会社について電子監査調書を導入し、監査調書の整理・管理及び保存も電子的な方法で運用する仕組みを構築しています。

電子化された監査調書は、監査業務管理ツールにおいて世界最大シェアであるCaseWare社のクラウドに保存管理されており、監査調書の最終的な整理日以降、所定の手続を経ない限り修正又は追加することは出来ないように電子的に処理されています。

## 7. 財務基盤

当法人は、上場会社など社会的影響度の高い事業体である特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超える関与先はありません。

また、2024年3月期決算においては、売上高に対する純資産額の割合が約270%となっており、安定した財務基盤を有しております。

(注) 2024年5月28日に当法人の会計年度を6月末日にすることを決議し、決算期の変更を行っております。

## 8. 国際対応基盤

当法人の海外子会社等の監査については、必要に応じて外部の監査事務所等を利用する方針としております。

外部の監査事務所等を利用するに当たっては、当該事務所の情報を入手し、必要に応じてWEB会議や実際に現地に赴く等して信頼性を確かめております。また、公認会計士協会の海外事務所紹介名簿の利用も検討しております。

監査業務の遂行については、インストラクション等のやり取り等により、監査業務の適切な指示、監督を実施しております。

なお、当法人はグローバルネットワークへの加盟や包括的な業務提携等は行っておりません。



## 9. 法人概要

名称	井上監査法人																																
沿革	<p>1968年12月 監査法人井上公認会計士事務所 設立認可          1998年8月 井上監査法人へ名称変更          当法人は、旧大蔵省より監査法人の設立認可を受けて以降、他の監査事務所との合併等を行っていません。</p>																																
所在地	東京都千代田区神田佐久間町3丁目37番地 東京酒販会館ビル2F																																
人員	<p>(2024年9月現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>社員</td> <td>8名</td> <td>平均年齢 54.8歳</td> <td>平均経験年数 18.9年</td> </tr> <tr> <td>監査専門要員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    公認会計士</td> <td>7名</td> <td>平均年齢 46.7歳</td> <td>平均経験年数 13.6年</td> </tr> <tr> <td>    その他</td> <td>11名</td> <td>平均年齢 31.1歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    合 計</td> <td>26名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 経験年数は、公認会計士について公認会計士登録年月日からの年数を記載しています。          (注2) 非常勤の公認会計士の往査日数については常勤の公認会計士の往査日数に換算し、常勤の公認会計士と合わせて公認会計士として人数を表示しております。</p>			社員	8名	平均年齢 54.8歳	平均経験年数 18.9年	監査専門要員				公認会計士	7名	平均年齢 46.7歳	平均経験年数 13.6年	その他	11名	平均年齢 31.1歳		合 計	26名												
社員	8名	平均年齢 54.8歳	平均経験年数 18.9年																														
監査専門要員																																	
公認会計士	7名	平均年齢 46.7歳	平均経験年数 13.6年																														
その他	11名	平均年齢 31.1歳																															
合 計	26名																																
被監査会社	<p>①被監査会社数          (2024年9月現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>金融商品取引法監査・会社法監査</td> <td>: 11 社</td> </tr> <tr> <td>金融商品取引法監査</td> <td>: 1 社</td> </tr> <tr> <td>会社法監査</td> <td>: 7 社</td> </tr> <tr> <td>学校法人監査</td> <td>: 1 法人</td> </tr> <tr> <td>その他の任意監査</td> <td>: 13 社</td> </tr> <tr> <td>    合 計</td> <td>: 33 社/法人</td> </tr> </table> <p>②上記のうち上場会社</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社関電工</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>株式会社極洋</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>月島ホールディングス株式会社</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>高周波熱錬株式会社</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>サンワテクノス株式会社</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>平河ヒューテック株式会社</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>ユニオンツール株式会社</td> <td>東京証券取引所プライム市場</td> </tr> <tr> <td>日本電計株式会社</td> <td>東京証券取引所スタンダード市場</td> </tr> <tr> <td>株式会社IC</td> <td>東京証券取引所スタンダード市場</td> </tr> </table>			金融商品取引法監査・会社法監査	: 11 社	金融商品取引法監査	: 1 社	会社法監査	: 7 社	学校法人監査	: 1 法人	その他の任意監査	: 13 社	合 計	: 33 社/法人	株式会社関電工	東京証券取引所プライム市場	株式会社極洋	東京証券取引所プライム市場	月島ホールディングス株式会社	東京証券取引所プライム市場	高周波熱錬株式会社	東京証券取引所プライム市場	サンワテクノス株式会社	東京証券取引所プライム市場	平河ヒューテック株式会社	東京証券取引所プライム市場	ユニオンツール株式会社	東京証券取引所プライム市場	日本電計株式会社	東京証券取引所スタンダード市場	株式会社IC	東京証券取引所スタンダード市場
金融商品取引法監査・会社法監査	: 11 社																																
金融商品取引法監査	: 1 社																																
会社法監査	: 7 社																																
学校法人監査	: 1 法人																																
その他の任意監査	: 13 社																																
合 計	: 33 社/法人																																
株式会社関電工	東京証券取引所プライム市場																																
株式会社極洋	東京証券取引所プライム市場																																
月島ホールディングス株式会社	東京証券取引所プライム市場																																
高周波熱錬株式会社	東京証券取引所プライム市場																																
サンワテクノス株式会社	東京証券取引所プライム市場																																
平河ヒューテック株式会社	東京証券取引所プライム市場																																
ユニオンツール株式会社	東京証券取引所プライム市場																																
日本電計株式会社	東京証券取引所スタンダード市場																																
株式会社IC	東京証券取引所スタンダード市場																																

## 10. 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則／指針	原則／指針	参 照
原則 1	<p><b>【監査法人が果たすべき役割】</b></p> <p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
指針1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>P2 1. 総括代表社員からのメッセージ</p> <p>P3 2. 経営理念</p>
指針1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>P3 2. 経営理念</p>
指針1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>P3 2. 経営理念</p> <p>P8 5. (2) 人員育成と評価</p> <p>P8 5. (4) 監査業務の実施</p>
指針1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>P3 2. 経営理念</p> <p>P8 5. (4) 監査業務の実施</p>
指針1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>P5 3. (5) 非監査業務の提供</p> <p>P9 5. (5) 兼業・副業の方針</p>
指針1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>P10 8. 国際対応基盤</p>



原則／指針	参 照
<p><b>原則 2</b></p> <p><b>【組織体制】</b></p> <p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	
<p><b>指針2-1</b></p> <p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>P7 4. (1) 組織及びガバナンス体制</p>
<p><b>指針2-2</b></p> <p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>P7 4. (1) 組織及びガバナンス体制</p> <p>P3 3. 品質管理基盤</p> <p>P8 5. 人的基盤</p>
<p><b>指針2-3</b></p> <p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>P7 4. 組織・ガバナンス基盤</p>



原則／指針	参 照
<p><b>原則3</b></p> <p><b>【組織体制】</b></p> <p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
<p><b>指針3-1</b></p> <p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>P7 4. (4) 監督評価機能を有する者</p>
<p><b>指針3-2</b></p> <p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>P7 4. (4) 監督評価機能を有する者</p>
<p><b>指針3-3</b></p> <p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	<p>P7 4. (4) 監督評価機能を有する者</p>
<p><b>指針3-4</b></p> <p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>同上</p>

原則／指針	参 照
<p><b>原則 4</b></p> <p><b>【業務運営】</b></p> <p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
<p><b>指針4-1</b></p> <p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>P7 4. (1) 組織及びガバナンス体制</p>
<p><b>指針4-2</b></p> <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>P7 4. (1) 組織及びガバナンス体制 P8 5. (2) 人材育成と評価</p>
<p><b>指針4-3</b></p> <p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り込むことができる環境を整備すること</li> </ul>	<p>P5 3. (5) 非監査業務の提供 P8 5. (2) 人材育成と評価 P8 5. (3) 監査チームの選任</p>
<p><b>指針4-4</b></p> <p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>P8 5. (4) 監査業務の実施</p>
<p><b>指針4-5</b></p> <p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>P6 3. (8) 内部・外部通報制度</p>

	原則／指針	参 照
原則5	<p><b>【透明性の確保】</b></p> <p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	
指針5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書において説明しています</p>
指針5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標を（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・経営機関等の構成や役割</li> <li>・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・規模特性を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> </ul>	<p>P2 1. 総括代表社員からのメッセージ</p> <p>P3 2. 経営理念</p> <p>P2 1. 総括代表社員からのメッセージ</p> <p>P4 3. (2) ②独立性の保持</p> <p>P3 3. 品質管理基盤</p> <p>P7 4. 組織・ガバナンス基盤</p> <p>P7 4. (4) 監督評価機能を有する者</p> <p>P5 3. (5) 被監査業務の提供</p> <p>P9 6. IT基盤</p> <p>P8 5. 人的基盤</p>

原則／指針	参 照
<p><b>指針5-2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<p>P10 7. 財務基盤</p> <p>P10 8. 国際対応基盤</p> <p>P7 4. (4) 監督評価機能を有する者</p>
<p><b>指針5-3</b></p> <p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルネットワークやグループの戦略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置やその評価</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>P10 8. 国際対応基盤</p>
<p><b>指針5-4</b></p> <p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>P6 3. (10) 資本市場の参加者等との意見交換</p>
<p><b>指針5-5</b></p> <p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>P3 3. (1) 品質管理体制 本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価してまいります。</p>
<p><b>指針5-6</b></p> <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>P6 3. (10) 資本市場の参加者等との意見交換</p>